

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示 小売販売業者内の業者登録

家畜伝染病予防法による結核病検査の実施

漁船損害補償法第百二十二条第一項の規定による同意

基本測量を実施する旨の通知

土地区画整理法による換地処分

◇ 告 告 危険物取扱主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第二百九十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者内の業者登録をしたので、同規則第三十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏 名	住 所	営業所の所在地
鳥取第一号	昭四、四一	船本 幸作	鳥取市賀露町一、三四〇	住所に同じ。
二	〃	網師 喜吉	〃	〃
三	〃	美川金太郎	〃	〃
四	〃	灘口喜代平	岩美郡岩美町大字田後二七	〃
五	〃	井筒ひで子	〃	〃
六	〃	博田 よし	〃	〃
七	〃	秋田 美江	〃	〃

鳥取県告示第二百九十七号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十二年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ツベルクリン皮内反応

別表

実施 期 日		実 施 区 域	実 施 場 所
第一次	第二次		
五月一日	五月四日	国 府 町	谷 美 穂 検 診 場
〃	〃	鳥 取 市	〃

鳥取県告示第二百九十八号

漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、御来屋加入区及び中山加入区について同法第百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めため、同法第百二十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百九十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 種類 基本測量（五千分の一国土基本図測量）
- 二 期間 昭和四十二年五月一日から昭和四十二年十月三十一日まで
- 三 地域 米子市及び境港市

鳥取県告示第三百号

鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理事業施行地第三工区の宅地について昭和四十二年四月二十一日換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第3項に規定する危険物取扱主任者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条の規定により公告する。

昭和42年4月28日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験の期日及び場所
 - (1) 試験の期日 昭和42年6月6日午前8時30分から
 - (2) 試験の場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂
倉吉市蔵城279 鳥取県中部総合事務所
米子市稚町1の160 鳥取県西部総合事務所
- 2 試験の種類
 - (1) 甲種危険物取扱主任者試験（以下「甲種試験」という。）
 - (2) 乙種危険物取扱主任者試験（以下「乙種試験」という。）
- 3 受験資格
 - (1) 甲種試験は、昭和42年6月5日までに次のア又はイに該当する者が

受験できる。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校において、化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者でも6月以上危険物取扱いの実務経験を有するもの

イ 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後2年以上危険物取扱いの実務経験を有する者

(2) 乙種試験は、昭和42年6月5日までに6月以上危険物取扱いの実務経験を有する者が受験できる。

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和42年5月1日から昭和42年5月18日午後5時までに着信のものに限る。

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課

(3) 提出書類等

ア 受験願書

二類以上の乙種試験を受験しようとする者は、受験願書を類ごとに提出すること。

イ 受験資格の(1)のアに該当する者は、最終学校卒業証明書、化学に関する学科の単位取得証明書及び6月以上危険物取扱いの実務経験を有することを証明する書類

ウ 受験資格の(1)のイに該当する者は、乙種危険物取扱主任者免状の写し及び免状の交付を受けた後2年以上危険物取扱いの実務経験を

有することを証明する書類

エ 受験資格の(2)に該当する者は、6月以上危険物取扱いの実務経験を有することを証明する書類

オ 写真1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像の手札型のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

カ 第1類又は第5類の危険物に係る乙種試験を受ける者であつて、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第1項の規定による甲種火薬類製造保安責任者免状、乙種火薬類製造保安責任者免状若しくは丙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第2項の規定による甲種火薬類取扱保安責任者免状若しくは乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者については試験科目のうち一部が免除されるので免状の写しを提出すること。

キ 一種類以上の乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けている者で他の種類の乙種試験を受ける者については、試験科目の一部が免除されるので免状の写しを提出すること。

ク 受験手数料及びその納付方法等

ケ 受験手数料

甲種試験 800円

乙種試験 500円

コ 納付方法 ケに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験

願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

ク 既納の手数料は、返還しない。

5 試験科目

(1) 甲種試験の試験科目は、次のとおりである。

ア 基礎物理学及び基礎化学

イ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎物理学

ロ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎化学

ハ 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論

1 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ニ すべての種類の危険物の性質に関する高度の概論

ホ 危険物の類ごとに共通する特性

ヘ 危険物の類ごとに共通する火災予防及び消火の方法

ト 品名ごとの危険物の一般性質

チ 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法

ウ 危険物に関する法令

(2) 乙種試験の試験科目は、次のとおりである。

ア 基礎物理学及び基礎化学

イ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学

ロ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎化学

ハ 燃焼及び消火に関する基礎理論

1 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ニ すべての種類の危険物の性質に関する概論

ホ 第1類から第6類までのうち受験に係る類の危険物に共通する特性

ヘ 第1類から第6類までのうち受験に係る類の危険物に共通する火災予防及び消火の方法

ト 受験に係る類の危険物の品名ごとの一般性質

チ 受験に係る類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法

ウ 危険物に関する法令

6 その他

(1) 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類は、実務についた雇用主（会社の支店等にあつては支店長）の証明

(2) その他不明の点は、鳥取県総務部地方課に問いあわせること。